千 葉 県 税 理 士 会 木 更 津 支 部

滞納支部会費徴収整理細則

滞納支部会費徴収整理細則

（趣旨）

第１条　この細則は，滞納支部会費の円滑な徴収及び整理に関し，必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この細則において，滞納支部会費とは次のものをいう。

(1)　支部規約第 39 条第２項に定める納期までに会員が納付すべき支部会費のうち，前事業年度末日において納付されなかった会費

(2)　支部規約第 41 条第２項に定める支部総会の議決による納期までに会員が納付すべき支部特別会費のうち，前事業年度末日において納付されなかった特別会費

2　この細則において，支部会費滞納者とは，前項に定める滞納支部会費がある会員をいう。

（督促等）

第３条　支部長は，支部会費滞納者に対して，滞納支部会費の納付の督促をしなければならない。

2　支部会費滞納者から会費の一部について納付があったときは，滞納支部会費の発生順に納付されたものとして取り扱う。

（支部会費滞納者の現況調査等）

第４条　支部長は，毎年６月末日現在における滞納支部会費について，納付の意思確認調査を行い，支部会費滞納者の氏名又は名称，事務所の所在地，滞納期間及び滞納額等について，支部会費滞納者の現況書（第１号様式）を作成するものとする。

（内容証明郵便による督促）

第５条　支部長は，支部会費滞納者に対して内容証明郵便をもって督促し，年１回以上これを継続する。

（法的措置）

第６条　支部長は，前条に規定する督促をしてもなお滞納支部会費が納付されないときは，当該支部会費滞納者に対して滞納支部会費の全額につき，訴えの提起（少額訴訟を含む。），支払督促の申立てその他の法的手続（以下「法的措置」という。）を講ずるものとする。

2　前項に規定する法的措置は，支部会費滞納者に２事業年度分以上の滞納支部会費がある者に対して行い，債権額を確定するものとする。

3　支部長は，第１項に定める法的措置を講じたときは，支部会費滞納者に対する法的措置

報告書（第 2 号様式）により，速やかにその顛末を千葉県税理士会（以下「本会」という。）会長に報告するものとする。

4　支部長は，本会会長に支部会費滞納者に関する共同法的措置申請書（第 3 号様式）をもって申請することにより，第 1 項に定める法的措置を本会と共同して行うことができる。

（強制執行）

第 7 条　支部長は，前条の規定に基づき講じた法的措置の結果，当該支部会費滞納者に 5 事業年度分以上の滞納支部会費があり，かつ，当支部が求める判決等が確定したとき又は仮執行宣言が付されたときは，速やかに強制執行の申立てを行うものとする。

2　支部長は，前条に規定する法的措置又は前項に規定する申立てに関する手続に付した後において，当該支部会費滞納者が登録を抹消したとき又は税理士法人を解散したときは，その手続を取り止めることができる。

（本会への通知）

第 8 条　支部長は，第 5 条による督促を行ってもなお滞納支部会費の納入がない会員について，幹事会の議を経て本会会則の規定による処分相当である旨を本会経理部長に支部会費滞納者に関する会則処分申立書（第 4 号様式）をもって通知する。

（支部に所属しなくなった会員等への督促）

第 9 条　支部長は，支部に所属しなくなった会員に滞納支部会費並びに支部に所属しなくなった日を含む事業年度に係る納付すべき支部会費及び支部特別会費（以下，「滞納支部会費等」という。）があるときは，速やかに納付を督促する。

2　支部長は，死亡により登録を抹消した税理士会員に滞納支部会費等があるときは，その者の法定相続人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。

3　支部長は，解散した税理士法人に滞納支部会費等があるときは，当該税理士法人の清算人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。

（滞納支部会費等の整理）

第 10 条　支部長は，支部に所属しなくなった会員であって，破産及びこれに準ずる状況にあることが判明した者の滞納支部会費等について，幹事会の承認を得て，その全額を消却することができる。

2　支部長は，2 年以上の所在不明により登録を取り消された者の滞納支部会費等について，幹事会の承認を得て，その全額を消却することができる。

3　支部長は，第 1 項に定めるもののほか，次の各号に掲げる理由により，支部に所属しなくなった者の滞納支部会費等の徴収が事実上困難であると認めたときは，幹事会の承認を得て，その全額を消却することができる。

(1)　死亡により支部に所属しなくなった者の法定相続人が支払いを拒絶している状況が1年以上経過したとき
(2)　病気又は資力がない等の理由により徴収が困難である状況が1年以上経過したとき
(3)　本会を退会した日から5年を経過しても滞納支部会費等の納入がないとき

附　則　（平成23年4月19日）
この細則は，平成23年4月19日から施行する。

附　則　（平成27年7月29日）
この改正規定は，平成27年7月29日から施行し，平成27年4月1日に遡って適用する。